

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 建築住宅課

法令名	建築物の耐震改修の促進に関する法律	法令番号	平成 7 年法律第 123 号
手続名	区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定	根拠条項	第 25 条第 2 項
審 査 基 準	<p>○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第 22 条第 2 項及び第 25 条第 2 項の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（平成 25 年国土交通省告示第 1062 号）</p>		
受付 機関	建築住宅課	処理 機関	建築住宅課
		交付 機関	建築住宅課
		標準処理期間	30 日
		標準経由期間	日
		目次	